

生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障害者・高齢者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした兵庫県社会福祉協議会の制度です。制度の概要は次のとおりです。



資金種類	貸付事由	貸付限度額	貸付利子	
福祉資金	福祉費	低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯が、日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用	580万円以内 ※1	無利子。 ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける費用	10万円以内	無利子
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属するものが高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等に就学するのに必要な経費	月額 高校 3.5万円以内 短大等6万円以内 大学 6.5万円以内	無利子
	就学支度費	低所得世帯に属するものが高等学校、大学(短大及び専修学校を含む)等への入学に際し必要な経費	50万円以内	
総合支援資金	生活支援費	失業者等の低所得世帯で、日常生活全般に困難を抱えている方の生活再建に必要な生活費用	二人以上の世帯 月額20万円以内 単身世帯 月額15万円以内	無利子。 ただし連帯保証人を立てない場合は1.5%
	住宅入居費	同世帯の住宅の賃貸契約を結ぶための費用	40万円以内	
	一時生活再建費	同世帯の生活を再建するために、一時的に必要な費用	60万円以内	
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	不動産評価額の7割 (月額30万円以内)	3%または毎年4月1日時点の長期プライムレートのいずれか低い方
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を有する要保護高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	不動産評価額の7割	

※1 用途(資金の目的)により、目安となる額が定められています。

詳しくは市社会福祉協議会(電話078-924-9105)または兵庫県社会福祉協議会(電話078-242-7944)までお問い合わせください。